

実施を、けだし適当とするわけである。現に、試験結果成績の全般を通じて、第1次シリーズと第2次シリーズの傾向は完全に同一を示していることが認められる。

(4) 参考症例の「所定治療期間終了時検査において症状の改善がみられなかった患者に対して更に2クール目を正規の機器で実施した治験の症例」(17例)についてみるに、その評価判定結果成績一覧表(「表・13」)が示すとおり、その有効率は94.1%である。これらの対象患者は何れも眼症状に異常を訴えて外来した者の中から本試験の対象たるべき者を選抜したものであるうえにT-機器・P-機器の如何はともかくに改善がはかばかしくないところの相当な程度の症状ないし素質の眼である。従って、外来受診にまでは及ばない一般人が日常の目の疲れ(単純なところのいわゆる調節性眼精疲労)に対する場合の有効性は、格段であろうことが推定し得られ、その確かな有用性を十分に認めうる。

## 10. 結 論

(1) 無作為割付けによる T-機器群・P-機器群 間の等質性の検定において有意の偏りはなく、群比較に適當であった。

(2) 改善の有効率では、T-機器群・P-機器群 間において自覚症状の推移、他覚症状の検査結果を通じて明瞭な有差があり、T-機器がP-機器よりも確実に優れている傾向が顕著に認められた。

(3) 全例に副作用は認められない。

太根節直  以上